

1 同和問題

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画
①	学校教育の取組	○すべての学校において、人権・同和教育を基底に据えた教育活動を推進するとともに、進路保障の取組を推進します。 ○各種研修会によって教職員の人権意識を高めるとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別をなくす実践力を培います。	○人権・同和教育の視点から授業研修を行う。 ○市教研の人権・同和教育部会と連携し、公開授業を企画し、教職員の研修の場とする。 ○人権・同和教育研修会を実施し、教職員の人権意識を高める。 ・全教職員対象 ・主任等対象
②	社会教育の取組	○各公民館単位で設置している地区人権・同和教育推進協議会において、差別のない明るく住みよい平和な地域の実現をめざし、人権・同和問題研修を積極的に実施し、地域住民の人権意識の向上に努めます。	○益田市地区人権・同和教育推進協議会での啓発活動を支援する。 ○人権標語啓発塔の改修を行い、地区住民への人権意識の向上に努める。
③	啓発・広報活動の推進	○人権センターを核とし、社会教育団体・石西地域人権を考える企業等連絡協議会・NPO 法人等と連携し、各種講演会、イベント等を企画し啓発・広報活動に努めます。	○人権・同和教育講演会や研修会を開催する。 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の関係機関と連携した啓発活動を実施する。 ○人権・同和教育に関するパネル展示を開催する。
④	人権センター事業の充実	○人権センターは、地域住民のニーズを把握し、その生活課題に応じて、各種相談事業、地域福祉事業や人権課題の解決のための啓発事業、交流促進事業を総合的に実施します。	○生活総合相談や各種専門機関等の相談会を実施する。 ○行政機関等相談担当者ネットワーク会議を開催し、相談担当者の資質の向上と連携の強化を図る。

2 女性

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画
①	人権尊重の意識づくり	○女性の人権を尊重し、意識を高めるための研修会を実施します。 ○男女平等、男女相互理解についての教育を進めます。 ○性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。	○コロナ禍であり、パネル展示、ポスター掲示、リーフレット及びパンフレットの配布、男女共同参画通信の発行等、媒体を通じた啓発活動に努める。また、公式ウェブサイト、お知らせ放送を通じた情報提供を行う。 ・男女共同参画週間にコーナーを設け啓発を行う。 ○性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための講座、研修を行う。
②	女性に対するあらゆる暴力根絶の取組	○暴力は、重大な人権侵害であり尊厳を傷つけることを認識し、理解を深めるために講演会や研修会を開催します。 ○啓発パンフレットや広報等による啓発を実施するとともに、デートDV防止等の未然防止教育を進めます。 ○相談しやすい体制づくりに努め、相談者への適切な支援を実施するとともに、庁内外関係機関との連携強化を図ります。	○市内の各中学校内においてデートDV未然防止の取り組みが実施できるよう、学校との連携を図る。また、教職員対象の研修会等を開催する。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動への参加やパンフレット等の配布を行う。 ○益田圏域の女性に対する暴力対策関係機関連絡会に参加する。 ○市民の意識調査結果でのハラスメントの実態等を踏まえ、暴力防止に関する意識啓発を行う。
③	働きやすい職場づくり	○事業者に対し、職場における男女の機会均等と待遇の確保、育児・介護休業制度等について適切な措置が取られるよう関係機関と連携して情報提供を図り、就労条件の向上を促します。 ○セクハラやマタハラ防止など働きやすい職場環境の整備を推進します。 ○仕事と家庭・自分自身のための時間との調和が保たれ、多様な働き方が選択できるようにワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。	○関係機関からのパンフレットなどを企業や事業所に配布する。 ○企業等が構成する会の集会等において、働き方や労働環境に関する情報提供を実施する。

3 子ども

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画
①	社会みんなで子育てのよろこびを分かち合う取組	○家庭、地域、学校等それぞれが役割を果たしながら連携・協力し、子どもたちの発達段階に応じた健やかな成長を支えられるよう保健、医療及び教育体制の構築を図ります。 ○仕事と子育ての両立ができる職場環境の確立をめざし、企業等に対する啓発活動を推進します。	○乳幼児健診の実施 発達段階に応じた健診を実施し、発達状況の確認や子育て相談を行う。 ○発達クリニック(にじいろ相談室)の実施 発達支援を必要とする就学前の幼児に対し、専門医師等による相談を実施し、支援方法について方向付けを行う。 ○子育て世代包括支援センター 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し相談に対応するとともに、必要な支

			<p>援の調整を行い、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を提供する。</p> <p>○「まずだ子育て応援宣言企業」登録制度の周知を図り、子どもを安心して産み育てられるためのまちづくりを推進する。</p>
②	子どもの権利条約などの理解促進	○学校をはじめ、地域等で子どもの権利条約などの内容が広く理解されるよう教育・啓発を進めます。	○「子どもの権利条約」などについての授業実践を行い、学習を深める。
③	要保護児童等への適切な支援	<p>○要保護児童対策地域協議会を中心に保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や要支援家庭の早期発見と適切な支援を行います。</p> <p>○虐待防止に関する幅広い啓発を行うことによって、地域や関係機関が一体となり、乳幼児や児童の虐待防止に取組む環境づくりを進めます。</p>	<p>○関係機関との連携による支援</p> <p>支援が必要な児童は、要保護児童対策地域協議会で関係機関による個別支援検討会議を開催し、情報共有を行うとともに、支援方針を決定し、役割分担をしながら連携して支援を行う。</p> <p>○リスクのある家庭への早期支援</p> <p>各機関との連携強化や相談支援体制の充実を図りながら、虐待やリスクを抱える家庭を早期に発見し、適切な支援に繋げる。</p> <p>○虐待防止に関する啓発</p> <p>11月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止に向けた取組を行う。</p>
④	いじめの未然防止・早期発見に向けた取組	○益田市いじめ防止基本方針を定め、学校と連携を図り、いじめ防止、いじめ早期発見及びいじめへの対処に取組んでいきます。	<p>○益田市いじめ防止基本方針（改訂版）の周知と未然防止・早期発見を図る。</p> <p>○市内各学校にいじめの早期発見を目的としたアンケート調査や教育相談の機会を設けるように働きかける。</p> <p>○市内の小中学校において「アセス（学校環境適応感尺度）」を実施し、分析を行い児童の実態把握や支援に生かす。</p>
⑤	体罰根絶に向けた取組	○体罰は重大な人権侵害であることを教職員一人一人が認識し人権意識を高めるとともに、日頃から子どもとの信頼関係の構築に努めます。	<p>○年間を通して、定期的に学校訪問を行う。</p> <p>○管理職に向けて体罰の根絶について話を行い、校内の教職員に対しての指導を行う。</p>
⑥	子どもの貧困に対する支援	<p>○子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、保健、医療、福祉、教育など子どもに関わる機関が子どもの貧困に対する視点を持ち、早期発見・早期支援に取組みます。</p> <p>○子どもの貧困の背景には、保護者等の複合的な課題があることも認識し、子どもへの支援と同様に保護者等への支援に取組みます。</p>	<p>○市内で実施されている、子ども食堂等の活動を把握し、国、県、関係団体等からの支援に関する情報提供を行う。</p> <p>○生活困窮者自立支援を益田市社会福祉協議会へ委託し、相談から支援に結び付けるよう支援・助言を行う。</p> <p>○本人、家族等からの相談において、課題・問題の早期発見及び、関係機関との連携により生活困窮者の自立に向けた支援を行う。</p> <p>○ハローワークと連携を図りながら、生活保護受給者や生活困窮者のひとり親の就労支援を実施する。</p> <p>○民生委員・児童委員において、スキルアップを図るための取り組みとして開催される学習会や、多くの講演会や学習会への参加を支援する。</p> <p>○各家庭の状況に応じて、就学援助制度に基づき支援を行う。</p>
⑦	情報モラル教育の推進	○インターネットとの正しい関わり方を教えるとともに、氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断し活用できる能力の育成や向上に努めます。	<p>○各小中学校PTA総会においてメディア接触状況と情報モラル啓発の説明会の実施</p> <p>○学校、教育事務所及び福祉関係者など、情報モラル教育指導者対象のオンライン研修会の実施（講師：吉岡良平氏）</p> <p>○児童、生徒及び保護者対象のオンライン情報モラル教室の実施（講師：吉岡良平氏）</p>

4 高齢者

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画
①	安否確認の体制整備	<p>○要援護者に対し、地域住民、地区社協、自治会等と連携・協力しながら、声かけや見守りなどを行います。</p> <p>○それぞれの高齢者に適した安否確認の方法を地域の方や関係機関と共に、検討していきます。</p>	<p>○日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯に、緊急通報装置を貸与する。</p> <p>○日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯（利用者）に緊急通報装置を貸与し、利用者からの相談や緊急通報等に対応する。</p>
②	相談体制の充実	<p>○地域包括支援センターでは、高齢者の暮らしを地域でサポートするため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置し、チームアプローチによって専門的に対応します。</p> <p>○民生委員・児童委員と連携し、必要なサービスの情報提供や適切な機関への紹介等の支援をします。</p>	<p>○地域包括支援センターの相談体制を充実させるため、民生委員や介護支援専門員等からのアンケートなどをもとにセンター職員のスキルアップを図る取組を実施する。</p> <p>○民生委員・児童委員において、スキルアップを図るための取り組みとして開催される学習会や、多くの講演会や学習会への参加を支援する。</p>
③	生きがい活動への支援	<p>○高齢者の健康と生きがいづくりのため、高齢者やボランティア等が協働して企画・運営しているサロンを支援します。</p> <p>○高齢者自らが行う社会奉仕活動、友愛活動や健康づくり活動を総合的に支援します。</p>	<p>○益田市社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン」や、他のサロン等との交流事業を実施する。</p> <p>○高齢者の生きがいと社会参加の機会が確保できるよう、庁内・庁外関係機関と協働した取組を行う。</p>

④	介護予防事業の推進	<p>○高齢者が健康や介護予防に関心を持ち、生活習慣病や認知症等の予防に取組み、住み慣れた地域で健やかに生活できるように推進します。</p> <p>○地域特性に応じた介護予防基盤整備のため、地域組織や団体と連携し、地域主体の介護予防を推進します。</p> <p>○要介護認定者の方に対して、生活機能の維持向上のための目標、プラン、サービス提供を行うとともに、定期的に評価、見直しを図ります。</p>	<p>○フレイル状態の早期発見やフレイルに関する普及啓発を実施することで、状態に応じた介護予防の取組を行う。</p> <p>○いきいき百歳体操やその他の通いの場等への参加が継続的にできるよう、関係機関や住民組織へ必要な情報提供を行う。</p> <p>○保険事業と介護予防の一体的実施に向けた検討を行う。</p>
⑤	認知症への理解と支援体制の整備	<p>○認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため認知症への理解や、認知症高齢者やその家族への理解を深める研修会等を開催します。</p> <p>○冠婚葬祭や介護疲れなどで介護ができないときの介護者支援の充実を図ります。</p> <p>○認知症高齢者やその家族からの相談に応じ、適切な医療・介護サービスが受けられるよう関係機関の調整を行います。</p> <p>○地域の実情に応じて認知症高齢者やその家族を支えるネットワークづくりを行います。</p>	<p>○認知症に対する理解の普及啓発を継続的に実施する。</p> <p>○認知症ケアパスの活用を通じ、認知症高齢者やその家族に必要な情報発信を行う。</p> <p>○地域包括支援センターや認知症初期集中支援チーム、医療機関などと連携を図りながら、認知症高齢者やその家族に対する支援の充実を図る。</p>
⑥	高齢者の権利擁護に関する取組	<p>○高齢者虐待対応ケア会議を開催し、支援の方向性を明確にし、より専門的な支援に繋げていきます。</p> <p>○高齢者の権利擁護について、周知・啓発、個人の理解を深めるために参加者に応じた研修会を開催します。</p> <p>○成年後見制度の利用促進のために申立て支援や、低所得者に対する成年後見人等の報酬の助成を行います。</p> <p>○地域福祉の担い手として、高齢者の様々な権利を地域から支えることが期待される市民後見人の活動を推進していきます。</p>	<p>○高齢者虐待への対応について、関係機関と連携を図りながら権利侵害の解決に向けた支援を実施する。</p> <p>○権利擁護（認知症の理解や高齢者虐待の防止など）に関する普及啓発の機会を設ける。</p> <p>○高齢者の状況に応じて、必要な場合は市長申立を行うなど、成年後見制度が適切に利用できるよう支援を行う。</p>
⑦	消費者被害等の未然防止の取組	<p>○高齢者をはじめ地域住民に対して、消費者問題等の理解を深め、消費者被害等の未然防止につなげるための啓発活動を行います。</p> <p>○消費生活センターへの相談に対して、関係機関と連携し相談者の支援に努めます。</p>	<p>○消費者被害の未然防止につなげるため、消費生活に関する講演会や街頭啓発活動を実施する。</p> <p>○消費者相談を実施し、困難な案件などは県消費者センター石見地区相談室と連携を行い、相談者の支援に努める。</p>

5 障がいのある人

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画
①	バリアフリー社会の実現	<p>○障がいのある人の基本的な人権の尊重を基本とし、障がいのある人に対するあらゆる「バリア」を解消し、誰もが安全で安心して暮らせる地域をめざします。</p> <p>○市民一人一人が障がいおよび障がいのある人に対する理解と認識を深めソーシャルインクルージョンを推進し、共に生きる社会の実現をめざします。</p>	<p>○益田市障がい者自立支援協議会障がい理解促進部会で協議検討し、障がいの理解啓発を進める。</p> <p>○広報、ケーブルテレビ等にて障がいに関する啓発を進めるとともに、遠隔手話サービスの利用に向けた協議を行う。</p>
②	地域生活の支援体制の充実	<p>○障がいのある人が自らの選択により、住み慣れた地域で適切なサービスを受けられる体制と入所施設から地域生活への移行が促進される体制の整備を図ります。</p> <p>○個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し適切に対応するため、保健・医療・福祉等関係機関が連携を図ります。</p>	<p>○益田市障がい者自立支援協議会を開催し、障がいのある人の生活を支えるための体制整備等の協議を行う。</p> <p>○市、益田市基幹相談支援センター及び市内相談支援事業所（5事業所）で毎月相談支援会議を開催。細やかなサービス提供ができるよう情報共有を図る。</p>
③	自立と社会参加の促進	<p>○障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、より充実した社会生活を営むことができるように、教育、福祉、医療、労働等の各分野の連携を強化しながら、総合的かつ継続的な支援を推進します。</p> <p>○障がいのある人が、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活ができるよう、地域における助け合い、支え合いのシステムの構築を推進します。</p>	<p>○益田市障がい者自立支援協議会就労社会参加支援部会と連携し、就労事業所説明会を実施する等就労社会参加の推進を図る。</p> <p>○障がい者スポーツ大会開催に協力し、大会への参加促進を図る。</p>
④	障がいのある人の権利擁護の取組	<p>○障害者虐待防止法に基づき設置した虐待相談窓口において、虐待を受けた障がいのある人と擁護者への支援を行います。</p> <p>○障がいのある人への虐待や権利擁護について、市民に対して意識啓発を図るとともに、理解を深めるための取組を行います。</p>	<p>○虐待相談窓口、24時間対応相談専用電話を市障がい者福祉課内に設置し、支援を実施する。</p> <p>○障がいのある方への虐待防止に向けた取組として、パンフレット配布及び相談窓口の情報提供などの啓発活動を実施する。</p>

6 外国人

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画
①	差別意識解消のための教育・啓発の推進	<p>○外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校、地域、職場など様々な場面で教育・啓発を推進します。</p> <p>○益田市在日外国人学校教育基本方針を基盤とした教育活動を展開し、人権・同和教育の充実を図ります。</p>	<p>○啓発ポスターやチラシ等の設置を行い、啓発に努める。</p> <p>○外国人の人権について研修会を開催する。</p> <p>○授業実践を通じた啓発を実施する。</p> <p>○授業実践にあたっての資料提供等の相談にのる。</p>

②	多文化共生社会づくりの推進	○日本語がわからずに生活に課題があるまま地域に居住している外国人の方々を対象に、日常的な会話や読み書きを習得する機会として日本語学級を開催し支援を行います。 ○市民を対象として異文化に触れる機会を提供し、多文化理解のための講座を実施します。	○在日外国人を対象にした日本語学級を開催する。
③	外国にルーツをもつ児童生徒への支援	○日本語サポーターを配置して、対象生徒の実態に応じて、授業の中で日本語の支援を行います。	○日本語について支援の必要な児童・生徒に対する日本語支援員の配置を行う。 ○学校訪問等を通じて、日本語支援員との連携を図ると共に、学校の支援体制についての充実を図る。
④	外国人のための相談体制の充実	○在住外国人からの相談に対し適切な支援を行い、相談体制の充実を図ります。 ○行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を紹介します。	○外国人サポーターを配置し、連携して支援を行う。 ○必要に応じて、「外国人に関する無料法律相談」を紹介する。

7 HIV感染者・ハンセン病回復者等

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画
①	啓発活動及び講演等の開催	○人権センター等や学校で開催する講演会及び研修会において、HIV感染者及びハンセン病について正しい理解が得られるよう啓発活動を行います。	○パネル展示等の啓発活動を実施する。

8 北朝鮮当局による拉致問題等

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画
①	啓発・広報の推進	○国、県と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深める啓発・広報などに取組めます。	○益田ひろみさんをはじめとする特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための取組への支援を行う。 ・パネル展示、ポスター掲示、チラシ配布等 ○国・県へ対して問題解決へ向けての要望を行う。
②	学校教育の取組	○児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組みを推進します。	○社会科の時間を中心に授業実践を行い、理解を深める。

9 犯罪被害者等

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画
①	意識啓発の推進	○社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、犯罪被害者等の人権について正しい理解と認識を深める啓発に取組めます。	○啓発チラシの配布や情報提供を行い、啓発に努める。
②	関係機関との連携	○国、県、警察等と連携を図りながら、被害者に対する支援を行います。	○研修会や会議等を開催し、相談体制の充実を図る。

10 インターネットによる人権侵害

	具体的施策	施策の内容	R3 事業計画
①	意識啓発の推進	○情報化社会がもたらす影響について、正しい知識の普及を図るとともに、利用者の責任やモラルに関する啓発を進めます。 ○情報化社会における正しい判断や関わり方について周知するとともに、情報化社会で安全に生活するための危険回避の方法やセキュリティの知識・技術、健康への意識の向上に努めます。	○啓発チラシの配布や情報提供を行い、啓発に努める。 ○モニタリングを実施し、インターネットやSNS等による被害の拡大防止に努める。

11 様々な人権課題

- ①アイヌの人々 ②刑を終えて出所した人 ③ホームレスに対する差別 ④性的指向を理由とする差別
⑤性同一性障害を理由とする差別 ⑥人身取引による人権侵害 ⑦東日本大震災に起因する差別

上記に係る人権課題や新たな人権課題などについても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に向けた取組について検討を行います。